

## 大川広域行政組合消防本部及び消防署等の設置等に関する条例

〔平成 5 年 2 月 16 日〕  
〔 条 例 第 2 号 〕

改正 平成14年 2月27日条例第 1号 平成15年 2月12日条例第 1号  
平成15年 4月 1日条例第 7号 平成16年 2月26日条例第 1号  
平成18年 9月29日条例第 9号 平成28年 3月11日条例第 3号

大川地区広域行政振興整備事務組合消防本部及び消防署等の設置等に関する条例（昭和 4 7 年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第 4 号）の全部を次のとおり改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、消防本部及び消防署等の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めるものとする。

（消防本部及び消防署の設置）

第 2 条 さぬき市及び東かがわ市における消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

（消防本部の名称及び位置）

第 3 条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大川広域消防本部	香川県東かがわ市土居 8 2 番地 1

（消防署の名称、位置及び管轄区域）

第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管轄区域
大川広域東消防署	香川県東かがわ市土居 8 2 番地 1	東かがわ市全域とさぬき市のうち県道津田川島線以東の区域
大川広域西消防署	香川県さぬき市鴨部 2 0 3 0 番地の 1	さぬき市のうち県道津田川島線以西の区域

（消防分署の名称、位置及び管轄区域）

第 5 条 消防署に次の分署を設ける。

名 称	位 置	管轄区域
大川広域東消防署白鳥分署	香川県東かがわ市松原 1 7 8 4 番地の 1	大川広域東消防署の区域
大川広域西消防署寒川分署	香川県さぬき市寒川町石田西 1 0 3 6 番地の 5	大川広域西消防署の区域

附 則

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 2 月 2 7 日条例第 1 号）

この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年2月12日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則（平成28年3月11日条例第3号）

この条例は、平成28年3月14日から施行する。